

北見都市計画（北見市）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、北見都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は、次のとおりである。

	市 町 名	範 囲	規 模
北見都市計画区域	北 見 市	行政区域の一部	約 15,390 ha
	合 計		約 15,390 ha

2. 都市づくりの基本的理念

本区域は、オホーツク連携地域のほぼ中央部に位置し、常呂川と無加川が合流する平野部を中心に広がっており、南を津別町、北を佐呂間町との境となっている山地に挟まれ、東は端野自治区、西は留辺蘂自治区及び訓子府町に接している。

北見市は、豊かな農業地帯を後背地に持ち、オホーツク圏における中核都市として、行政、商業、産業及び医療等の各種都市機能が集積され周辺農林業と調和しながら、着実な発展を遂げてきた。

平成 18 年 3 月には、北見市、端野町、常呂町及び留辺蘂町が合併して、新しい北見市となり、地域自らの責任と選択に基づく、地域内分権型の地域自治区を設置して新しいまちづくりを進めている。

北見市の将来都市像を「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市」とし、市民一人一人がいきいきと心豊かに暮らし、産業基盤や都市機能を充実させ、豊かな自然と共生しながらオホーツクの中核都市として持続的な発展を目指している。

また、都市づくりの理念を「地域資源を活かした多核連携型による持続可能な都市の形成～安全・安心に暮らせる市民主体のまちづくり～」とし、急速に変化する社会動向に対応し北見市が有する自然環境や生産空間、観光資源等の地域資源を活かしながら、市民の安全・安心な暮らしを確保し、地域特性に応じた多核連携型による都市を形成することを目標としている。

本区域の都市づくりにおいては、これらのことを踏まえるとともに、都市の防災性の向上を図り、誰もが安全で安心して暮らせる都市を目指すとともに、未利用地等を有効活用しながら市街地の無秩序な拡大を抑制し、持続可能でコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを推進する。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めることとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、オホーツク連携地域の中核都市として、経済、高度医療、高次教育及び交通等の都市機能を有し、着実に発展を遂げてきた。

また、少子高齢化の進展や産業構造の変化等により、人口、産業の規模ともに減少傾

向にあるが、依然高い水準を維持している。一方、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林業との健全な調和を図りながら、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定める。

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口

本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年)
都市計画区域内人口	105 千人	おおむね 91 千人
市街化区域内人口	103 千人	おおむね 89 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年)
生産規模	工業出荷額	756 億円	1,371 億円
	卸小売販売額	3,531 億円	2,310 億円
就業構造	第 1 次産業	3.9 千人 (7.5%)	3.1 千人 (6.1%)
	第 2 次産業	9.6 千人 (18.5%)	7.8 千人 (15.5%)
	第 3 次産業	38.3 千人 (74.0%)	39.6 千人 (78.4%)

(注)生産規模の令和 12 年(2030 年)推計値は平成 27 年(2015 年)価格を基準とする。

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

市街化区域は、平成 27 年 (2015 年) 時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とすることとし、その規模については、都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口・産業を適切に収容しうる規模として、次のとおり想定する。

年 次	令和 12 年 (2030 年)
市街化区域面積	おおむね 3,345 ha

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR北見駅を核とし、3・3・7号大雪大通(国道39号)を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、人口の減少、少子高齢化の進展並びに産業構造の転換等、都市を取り巻く環境の変化に対応するため、安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築する「コンパクトなまちづくり」、さらには低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地及び研究開発・医療教育地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、中心商業業務地の周辺及び幹線道路沿道に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大

規模な生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する住居と商業が複合化した土地利用を図る。

- ・一般住宅地は、高度利用住宅地及び沿道商業業務地の周辺、並びに東陵町地区、川東地区、相内町地区、若葉地区、美山町東地区、ひかり野地区、緑町地区の一部、双葉町地区の一部、高栄西町地区の一部、美山町西地区の一部及び春光町地区の一部に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、高栄西町地区、双葉町地区、桂町地区、緑町地区、大正地区、春光町地区、緑ヶ丘地区、美山町南地区、美山町西地区、若葉地区の一部、ひかり野地区の一部、美山町東地区の一部及び東陵町の一部に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、J R北見駅周辺に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・地域商業業務地は、中心商業業務地周辺、緑町地区、高栄西町地区、双葉町地区、若葉地区、上ところ地区、J R東相内駅周辺及びJ R相内駅周辺に配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する住区核の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・7号大雪大通（国道39号）、3・3・5号とん田通（主要道道北見常呂線及び主要道道北見津別線）、3・3・8号夕陽ヶ丘通（一般道道北見環状線及び市道夕陽ヶ丘通道路）、3・3・6号南大通（一般道道北見美幌線及び市道南大通道路）、3・4・15号山下通（市道山下通道路）、3・3・4号緑園通（市道緑園通道路）、3・4・20号高栄通（市道高栄通道路）、3・3・2号青葉通（一般道道北見美幌線及び市道青葉通道路）、3・4・24号昭和通（一般道道北見環状線）及び3・4・25号大正通（一般道道北見環状線）の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地は、豊地地区に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は、美山町西地区、美山町東地区、小泉地区、東相内町地区、相内町地区、北上地区、泉町地区及び並木町地区に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。
- ・流通業務地は、卸町地区、南仲町地区、中ノ島町地区、東相内町地区及び3・3・7号大雪大通（国道39号）に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で流通関連施設等が集積する流通業務地の形成を図る。

④ 研究開発・医療教育地

本区域の研究開発・医療教育地は、北見工業大学及び日本赤十字北海道看護大学周辺に配置し、企業や行政と連携した産学官連携等による創造的な研究教育の拠点形成を図る。

⑤ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・3・3・7号大雪大通（国道39号）の沿道で、住居・商業・工業の各機能が混在した土地利用が見られる地区については、今後の土地利用の動向を見極めながら、背後住宅地の住環境に配慮した適切な用途純化又は用途の複合化を図る。

- ・工業系用途地域に指定されている東三輪地区、中央三輪地区、ひかり野地区、美山町西地区、桜町地区、末広町地区及び北光地区では、住居・工業の各機能が混在した土地利用が見られ、今後の土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて周辺住宅地の住環境に配慮した適切な用途転換を図る。
- ・工業系用途地域に指定されている中ノ島町地区では、工業機能の移転が進んでいるとともに、一部住居系の土地利用が図られており、まちなか居住の推進のため、今後の土地利用の動向を見極めながら、住宅地への用途転換を進め、必要に応じて特別用途地区や地区計画等を活用し、良好な住環境の形成を図る。
- ・3・3・24号昭和通（一般道道北見環状線）及び3・4・25号大正通（一般道道北見環状線）沿道については、道路の拡幅整備や交通量の増大や沿道サービス施設の立地等を踏まえ、沿道商業業務地として土地利用を図るとともに、背後住宅地の住環境に配慮した適切な用途純化又は用途の複合化を図る。

（２）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、高度利用住宅地及び一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・商業業務地は高密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた適切な密度での土地利用を図る。
- ・工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた適切な密度での土地利用を図る。

（３）市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地では、今後、市街地再開発事業の導入や都市基盤施設の整備を図りながら、地区計画等を活用し、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、多様な都市機能の集積による土地利用の複合化を図る。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・土地区画整理事業や民間の開発行為により整備された住宅地については、地域住民の合意の下で地域の将来像に合わせた住環境の実現に努める。
- ・老朽化が進む大規模公営住宅である高栄団地については、計画的な建替を進め、住環境の改善を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として今後も適正な保全を図る。

（４）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域については、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する、農用地区域については「農業上の利用を図るべき土地」として市街化区域の拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災

配慮について検討する。

- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている開成地区、若松地区、曙町地区、昭和地区、川東地区、大正地区、南丘地区、美山町西地区及び美山町東地区については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された緑ヶ丘地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・既成市街地に隣接し、又は市街化区域に囲まれるなど、一体的に都市的土地利用の整序を図るべき土地の区域については、農林業との調整を図った上で、市街化調整区域の地区計画などを定めることにより、周辺の市街地環境や住環境の保全に配慮した計画的な都市的土地利用の整序を図る。
- ・産業の需要動向等に対応した都市的土地利用等のニーズについては、農林業と都市計画との調和や関係法令等との調整を図り、適切に対応する。
- ・自動車専用道路のインターチェンジ周辺については、交通便利性の高さを生かした土地利用を図る区域とし、必要に応じて農林業との調整を行った上で、都市計画制度の活用を検討する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、オホーツク連携地域の中核都市として、経済、高度医療、高次教育、交通等の都市機能の役割を増大させている北見市の中心区域であり、今後は道央圏、道北圏、オホーツク圏、十勝圏及び釧路根室圏との圏域間の連携強化が一層求められている。

本区域の交通体系のうち広域交通は、北海道横断自動車道網走線、旭川・紋別自動車道、遠軽北見道路及び国道 39 号が区域内を通過またはそれらに連絡しており、他圏域との広域的なネットワークの形成が進んでいる。

一方、域内交通では国道 39 号が市街地を東西に貫通し、放射状に配置された道道等の幹線道路が周辺都市と連絡し、これを補完する補助幹線道路とともに本区域の道路網を形成している。

空港については、女満別空港がオホーツク南部の拠点空港となっており、本区域との連絡強化が求められている。

都市内の道路網は、骨格となる国道 39 号を中心に 2 つの環状軸と 6 つの放射軸、さらに複数の市街地骨格軸から形成されており、中核都市としての都市機能の強化を図るため、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路の機能分担を図り適切に配置する。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通

体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・他圏域との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図るとともに、市街地から高規格道路へのアクセス道路の整備促進を図る。
- ・各自治区間の交流・物流を促進する自治区間ネットワークの整備促進を図る。
- ・都市内の安全性及び円滑性を確保するため、幹線道路ネットワークの形成を進めるとともに、コンパクトな市街地形成に向けて、環状軸及びその内側の市街地骨格軸を形成する道路の強化を図る。
- ・都市計画道路のうち、長期未整備のままに必要性が変化した道路や代替機能が確保された道路について、必要性や実現性を検証し見直しを図る。
- ・中心市街地においては、利便性が高く、円滑な交通環境を形成するための駐車場整備の推進を図る。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・北見市では、今後の人口減少、高齢化社会の進行を見据え、市民の暮らしを支える公共交通を確保するため、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・強化に努める。
- ・北海道緊急輸送道路ネットワーク計画などに位置づけられた災害時に通行を確保すべき道路について、災害時の円滑な避難、応急復旧等に対応できるよう、市民への周知や、アクセスする道路の機能確保に努める。
- ・北国らしい街路景観の形成や都心部の魅力向上を図るため、電線類の地中化を促進し、ゆとりある道路空間の形成を図る。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね $3.59\text{km}/\text{km}^2$ となるように都市計画道路の整備を図る。
- ・都市内の高速鉄道（JR）については、その利便性向上を図り、都市内の骨格路線としての活用・充実を図る。

	平成 27 年（2015 年） （基準年）	令和 12 年（2030 年） （目標年）
幹線街路網密度	3.07 km/km^2	3.23 km/km^2
都市高速鉄道	6.99 km	6.99 km

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

オホーツクの中核都市としての都市機能の強化を図るため、広域都市圏との基軸となる北海道横断自動車道網走線を配置する。

また、主要幹線道路網は、3・3・7号大雪大通（国道39号）を中心に、2つの環状軸と6つの放射軸及びその他の市街地骨格軸から形成されており、各主要な道路を配置する。

- ・高規格幹線道路
広域都市圏、女満別空港及び網走港と、圏域内の各拠点との高速交通ネットワークとして、北海道横断自動車道網走線を配置する。
- ・環状軸
外環状軸は、利便性の高い市街地を囲む道路として位置づけ、3・3・8号夕陽ヶ丘通（一般道道北見環状線）、3・4・24号昭和通（一般道道北見環状線）、3・4・25号大正通（一般道道北見環状線）、3・4・26号南岸通（一般道道北見環状線）及び3・4・32号豊地通（一般道道北見環状線）を配置する。
- ・内環状軸
内環状軸は、中心都市拠点を囲む道路として位置づけ、3・3・2号青葉通（一般道道北見美幌線、市道青葉通道路）、3・3・5号とん田通（主要道道北見常呂線）、3・3・6号南大通（一般道道北見美幌線、市道南大通道路）及び3・3・8号夕陽ヶ丘通（市道夕陽ヶ丘道路）を配置する。
- ・放射軸
放射軸は、広域及び近隣市町村から都市内への円滑なアクセス導線として位置づけ、3・3・5号とん田通（主要道道北見常呂線及び北見津別線）、3・3・7号大雪大通（国道39号）及び3・4・18号若松通（一般道道北見美幌線）を配置する。
- ・市街地骨格軸
市街地骨格軸は、国道の機能を補完する道路として、3・3・6号南大通（市道南大通道路）及び3・3・8号夕陽ヶ丘通（市道夕陽ヶ丘通道路）を配置する。
また、利便性の高い市街地を縦断的に連絡し都市内交通の円滑化、都市機能の向上を図る道路として、3・3・2号青葉通（市道青葉通道路）、3・3・5号とん田通（主要道道北見常呂線及び北見津別線）及び3・4・24号昭和通（市道昭和通道路）を配置する。

b 都市高速鉄道

J R 石北本線の都市高速鉄道を配置し、利便性の向上及び人員、貨物の輸送力強化を進める。

c 駐車場

- ・中心市街地については、駐車需要への対応、道路の安全性の確保等のため、公共・民間の適切な役割分担に留意しながら計画的な駐車場の配置に努める。
- ・駐輪場については、自転車需要の多い主要な施設について設置促進を図る。

d 交通結節点等

3・3・3号中央大通（市道中央大通道路）にJ R 石北本線北見駅の駅前広場、3・5・52号西1丁目通（市道泉町連絡道路）に交通広場を配置していることから、総合的な交通ネットワークを形成し、交通結節点の機能強化を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・3・4・26号南岸通（一般道道北見環状線）
- ・3・5・51号川東通（一般道道北見美幌線）
- ・3・3・2号青葉通（市道仁頃連絡道路）
- ・3・4・22号三輪通（市道三輪通道路）
- ・3・4・47号ホリカン通（市道西9号道路）

上記、5路線の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

- ・公共下水道事業計画に基づき、市街地の汚水整備を引き続き推進するとともに、今後は老朽化した下水道施設の適切な維持管理に努めながら計画的な更新を図り、快適な生活環境を維持するため、公共用水域の水質保全に努める。
- ・市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を促進するとともに、内水排除にかかる対策を推進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 97.6%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

北見市公共下水道については、春光町地区に処理場を配置し、処理区域内にポンプ場及び幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

常呂川、無加川、小石川及び小町川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・常呂川、無加川、小石川及び小町川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている北見市廃プラスチック中間処理施設及び北見市公設地方卸売市場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地開発事業については、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を総合的に整備する必要があるときは、土地利用や都市施設に関する都市計画との整合性を確保しつつ、都市計画を決定する。

(2) 市街地整備の目標

中心市街地については、市街地再開発事業等を活用し整備を進める。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、常呂川と無加川の合流地点である北見盆地を中心に広がり、市街地外縁部は緑ヶ丘丘陵や南丘丘陵といった森林や丘陵地に囲まれている。

「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、緑の基本計画とする。）」においては、「“緑”資源を活かした持続可能なまちづくり」を緑づくりの理念として、「緑をいかし・まもり・そだてる 市民協働のまちづくり」を目指し、自然的環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、都市景観の構成の観点から、公園緑地等を系統的に配置し、その整備、保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・環境保全の基軸となる常呂川及び無加川の河川緑地や市街地の南北に位置する南丘丘陵及び緑ヶ丘丘陵の保全を図り、市街地を囲む自然環境の保全及び生物多様性への対応を進める。
- ・市街地の骨格となる緑地として、野付牛公園、緑ヶ丘公園、東陵公園及び常呂川水系緑地を配置し、双葉緑道、東部緑道及びホリカン緑道等の緑環境ネットワークを活かすことにより市街地の環境保全を図る。

b レクリエーション系統

- ・日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園及び近隣公園を各街区に、また徒歩圏内に地区公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、モイワスポーツワールド、野付牛公園、緑ヶ丘公園、東陵公園及び常呂川水系緑地を配置する。
- ・歩行者空間のネットワークを形成するために石北大通、双葉緑道、東部緑道及び河川緑地等を配置する。

c 防災系統

- ・市街地周辺の丘陵地や斜面からの土砂災害を防ぐため、緑ヶ丘丘陵及び南丘丘陵等の樹林地の保全を図る。
- ・災害時における一次避難場所として、東陵公園、野付牛公園及び緑ヶ丘公園等を配置する。

d 景観構成系統

- ・市街地の背景として緑と潤いのある景観を構成する緑ヶ丘丘陵及び南丘丘陵の保全を図る。
- ・市街地を貫流し、水辺のある景観を提供する常呂川及び無加川の河川緑地の保全を図る。
- ・郷土的景観を形成する野付牛公園や常呂川水系緑地及び都市のシンボルとなる

フラワーパラダイスを配置する。

e その他の系統

- ・地域特有の歴史を有する野付牛公園を配置する。
- ・緑ヶ丘霊園及び北見ヶ丘霊園を配置し、既存樹林等周辺の自然的環境と一体的に、静寂な土地を保全する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

持続可能なまちづくりの観点から、官民の協働による既存公園の維持管理を推進し、コンパクトなまちづくりに合わせ公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、既存の公園や長期未着手である中ノ島小町公園、南町第3公園、泉第3公園、美山北緑地及び小泉あおぞら公園等については、廃止を含めた見直しの検討を進める。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑の基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区とする等の検討を進める。